第一条の次に次の章名及び四条を加える。

第二章　内部部局

（長官官房及び部の設置）

第二条　原子力規制庁に、長官官房及び次の二部を置く。

原子力規制部

放射線防護対策部

（長官官房の所掌事務）

第三条　長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　法令案その他の公文書類の審査に関すること。

四　原子力規制委員会の保有する情報の公開に関すること。

五　原子力規制委員会の保有する個人情報の保護に関すること。

六　原子力規制委員会の所掌事務に関する総合調整に関すること。

七　原子力規制委員会の機構及び定員に関すること。

八　国会との連絡に関すること。

九　原子力規制委員会の行政の考査に関すること。

十　原子力規制委員会の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十一　原子力規制委員会年次報告に関すること。

十二　原子力規制委員会の情報システムの整備及び管理に関すること。

十三　広報に関すること。

十四　機密に関すること。

十五　原子力規制委員会の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十六　原子力規制委員会の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十七　原子力安全人材育成センターの組織及び運営一般に関すること。

十八　原子力規制委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十九　原子力規制委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

二十　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理のうち原子力規制委員会の所掌に係るものに関すること。

二十一　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理のうち原子力規制委員会の所掌に係るものに関すること。

二十二　東日本大震災復興特別会計の経理のうち原子力規制委員会の所掌に係るものに関すること。

二十三　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち原子力規制委員会の所掌に係るものに関すること。

二十四　原子力規制委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

二十五　原子力利用における安全の確保に関すること。

二十六　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術に関すること。

二十七　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術に関すること。

二十八　前各号に掲げるもののほか、原子力規制庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（原子力規制部の所掌事務）

第四条　原子力規制部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び放射線防護対策部の所掌に属するものを除く。）。

二　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び放射線防護対策部の所掌に属するものを除く。）。

三　原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

（放射線防護対策部の所掌事務）

第五条　放射線防護対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち原子力事故による災害の防止及び核燃料物質の防護に関すること（長官官房の所掌に属するものを除く。）。

二　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち原子力事故による災害の防止及び核燃料物質の防護に関すること（長官官房の所掌に属するものを除く。）。

三　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

四　放射線による障害の防止に関すること。

五　放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の策定及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

六　放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

七　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

本則に次の一章を加える。

第三章　施設等機関

（原子力安全人材育成センター）

第八条　原子力規制委員会に、原子力安全人材育成センターを置く。

2　原子力安全人材育成センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教育及び研究に係るものを除く。）に関すること。

二　原子力規制委員会の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練に関すること。

3　原子力安全人材育成センターの位置及び内部組織は、原子力規制委員会規則で定める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（長官官房の所掌事務の特例）

2　長官官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日までの間、旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（原子力規制委員会独立行政法人評価委員会令の廃止）

第十八条　原子力規制委員会独立行政法人評価委員会令（平成二十四年政令第二百三十三号）は、廃止する。

第二章　経過措置

（機構の資産及び債務の承継に係る経過措置）

第十九条　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により国が承継する資産及び債務は、一般会計に帰属するものとする。ただし、当該資産及び債務のうち、第十三条の規定による改正前の特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第十六号に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第六十五条第一項及び第二項に規定する手数料で法第一条の規定による解散前の独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に納められたもの（発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設又は原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設に係るものに限る。）に係るものはエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に、復興事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。）に係るものは特別会計に関する法律第二条第一項第十八号の規定により設置する東日本大震災復興特別会計に、それぞれ帰属するものとする。

（機構の解散の登記の嘱託等）

第二十条　法第一条の規定により機構が解散したときは、原子力規制委員会は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。